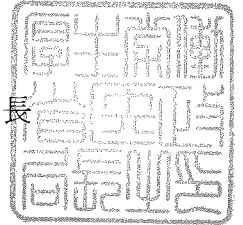


医政発0405第23号
平成24年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱の一部改正について

医療の質の評価・公表等推進事業については、平成22年3月24日付医政発0324第22号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成24年4月5日から適用することとしたので、通知する。

